

参考資料

阿蘇草原再生協議会設置要綱
阿蘇草原再生協議会運営細則
阿蘇草原再生協議会募金規約
阿蘇草原再生募金委員会設置・運営規則
協議会構成員名簿

阿蘇草原再生協議会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、阿蘇草原再生協議会(以下「協議会」という。)という。

(対象となる区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象となる区域は、熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原(過去に草原であった場所を含む。)及びその周辺(以下「阿蘇草原地域」という。)とする。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第3条 協議会は、阿蘇草原地域における自然再生(以下「阿蘇草原再生」という。)を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 阿蘇草原再生全体構想の作成
- (2) 阿蘇草原再生の活動の実施者による実施計画及び活動計画の案の協議
- (3) 阿蘇草原再生の活動の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

第3章 構成

(委員)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 阿蘇草原再生の活動を実施しようとする者
- (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする阿蘇草原再生の活動に参加しようとする者
- (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- (4) その他協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

2 委員の任期は、偶数年度の年度末までとし、再任は妨げない。

3 第1項(1)から(3)までに掲げる委員は、募集によるものとする。

(新規加入)

第6条 新たに委員となるようとする者は、第13条に規定する事務局に委員となる意思表示を行い、第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡又は失踪の宣言
- (3) 団体又は法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第8条 辞任しようとする者は、第13条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会又は第12条に規定する小委員会の運営に著しい支障をきたす場合は、第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第9条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代理する。

第5章 会議及び幹事会、小委員会

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

4 協議会は必要に応じ、第12条に規定する小委員会での検討状況の報告を求めることができる。

(幹事会)

第11条 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会を構成する幹事は、前条に規定する協議会の会議において、協議会委員の中から選任する。

3 幹事会は、区・牧野組合等、地元 NPO/NGO 等、行政、地元有識者、ボランティア、学識・研究者、計20名以下により構成する。幹事の任期は1年とし、再任は妨げない。幹事は、転任、退職、傷病等の事由により幹事の職務を全うできないと判断した場合、幹事会の承認を得て、自らの後任を補欠幹事として指名することができる。

4 幹事会は第13条に規定する事務局が招集し、必要に応じて随時開催する。

5 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 協議会の議案に関する事
- (2) 協議会の運営に関する事

(小委員会)

第12条 協議会は、第15条に規定する細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

2 協議会委員は、小委員会に所属することができる。

3 小委員会に委員長及び委員長代理を各1名置き、小委員会委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、小委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

6 小委員会の会議は、委員長が招集する。

7 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。

8 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に小委員会委員以外の者の出席を要請することができる。

9 小委員会は、協議概要を第10条に規定する協議会の会議に報告する。

第6章 協議会事務局

(協議会事務局)

第13条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、九州地方環境事務所に置く。

(事務局の所掌事務)

第14条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第10条に規定する協議会の会議及び第11条に規定する幹事会の議事に関する事項

(2) 協議会の会議及び幹事会の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(運営細則)

第15条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第16条 この要綱は、第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

この要綱は、平成17年12月2日から施行する。

平成20年3月13日 一部改正

平成21年3月4日 一部改正

平成22年3月10日 一部改正

阿蘇草原再生協議会運営細則

第1章 小委員会

(設置)

第1条 協議会に次の小委員会を設置する。

- (1) 牧野の管理と利用の継続による草原環境の維持に関する小委員会(以下「牧野管理小委員会」という。)
- (2) 生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する小委員会(以下「生物多様性小委員会」という。)
- (3) 草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する小委員会(以下「草原環境学習小委員会」という。)
- (4) 野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する小委員会(以下「野草資源小委員会」という。)
- (5) 草原の適正な観光・商業利用の推進と草原を通じた地域経済の活性化に関する小委員会(以下「草原観光利用小委員会」という。)

(検討事項)

第2条 各小委員会では、次の事項を検討する。

- (1) 牧野管理小委員会
牧野の利用と管理の継続による草原環境の維持に関する実施計画及び活動計画とその実施状況等
- (2) 生物多様性小委員会
生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する実施計画及び活動計画とその実施状況等
- (3) 草原環境学習小委員会
草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する実施計画及び活動計画とその実施状況等
- (4) 野草資源小委員会
野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する実施計画及び活動計画とその実施状況等
- (5) 草原観光利用小委員会
草原の適正な観光・商業利用の推進と草原を通じた地域経済の活性化に関する実施計画及び活動計画とその実施状況等

(小委員会事務局)

第3条 各小委員会の会務を処理するために次の事務局を設ける。

- (1) 牧野管理小委員会の事務局は財団法人阿蘇グリーンストックに置く。
- (2) 生物多様性小委員会の事務局は九州地方環境事務所に置く。
- (3) 草原環境学習小委員会の事務局は九州地方環境事務所に置く。
- (4) 野草資源小委員会の事務局はNPO法人九州バイオマスフォーラムに置く。
- (5) 草原観光利用小委員会の事務局は財団法人阿蘇地域振興デザインセンターに置く。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小委員会の会議の運営
- (2) 小委員会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他小委員会が付託する事項

第2章 協議会及び小委員会の会議の運営

(公開)

第5条 協議会及び小委員会の会議は、原則公開とする。

2 協議会及び小委員会の会議及びその資料は、希少種の保護又は個人情報の保護に支障のある場合は非公開とすることができる。

3 協議会及び小委員会の会議の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会及び小委員会の会議の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長又は小委員長承認を経て、ホームページ等で公開する。

(協議会及び小委員会の会議の傍聴)

第6条 協議会及び小委員会の会議は、傍聴ができる。ただし、前条第2項の規定により非公開とされる場合は、この限りでない。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とする。

第3章 補則

(細則改正)

第7条 この細則は、要綱第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

この細則は、平成17年12月2日から施行する。

平成21年3月4日 一部改正

阿蘇草原再生協議会募金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、かけがえのない阿蘇の草原環境を次世代に引き継いでいくため、阿蘇草原再生協議会が収受する寄付金等を円滑に運営し、草原の恵みを受用する幅広い人々の参画のもとで取組を進めることを目的として、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等(寄付、利用料、負担金等)をいう。

(募金の設置)

第3条 阿蘇草原再生協議会(以下、「協議会」という)は、寄付者から収受した寄付金等を適正に管理運営するために、「阿蘇草原再生募金」(以下「募金」という。)を設置する。

(募金の使途)

第4条 協議会は、募金を協議会または協議会構成員が行う阿蘇草原再生に関する次の活動を支援するために活用する。

- (1) 草原の維持管理
- (2) 草原利用・維持管理の担い手づくり
- (3) 草原景観の保全及び生物多様性の保全
- (4) 草原環境学習の実施
- (5) 調査研究・モニタリング
- (6) 本募金の運営・広報
- (7) その他、阿蘇草原の保全・再生に関すること

2 支援対象とする活動及びその実施者については幹事会において(案)を作成し、第5条に定める「阿蘇草原再生募金委員会」による助言を受けた上で、協議会において決定する。

(募金委員会)

第5条 協議会は、募金の適正な運営を行うため、構成員以外から成る「阿蘇草原再生募金委員会」(以下、「募金委員会」という。)を置く。

2 委員は、協議会の議決に基づき、協議会会長が任命するものとし、募金委員会の運営は、別に定める「阿蘇草原再生募金委員会設置・運営規則」に基づいて行う。

(募金事務局)

第6条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために募金事務局を設置し、次の実務を担当させる。

- (1) 本募金の出納管理等の会計事務
- (2) 支援対象の選定に関する事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 資料・領収書等の送付
- (5) 第5条に規定する募金委員会の運営
- (6) 第12条に規定する報告等
- (7) その他、本募金の運営に関する業務

2 募金事務局は、阿蘇草原再生募金専用の口座を開設し、その管理を行う。

3 募金事務局は、公益財団法人阿蘇グリーンストックに置く。

(寄付者)

第7条 募金へ寄付を求める寄付者等については、国、地方自治体、団体、企業、個人等とする。

(支援者)

第8条 協議会は、本募金の広報、寄付を呼びかけるため、著名人や団体等を支援者(阿蘇草原再生サポーター)とすることができる。

(寄付金等の使途指定)

第9条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨に基づく第4条の範囲内においてあらかじめ指定することができる。

(募金の運用・管理)

第10条 本募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積み立てを行う。

2 募金の運用・活用から生ずる収益は、この募金に繰り入れる。

(募金の収益処理)

第11条 本募金は、その設置の目的を達成するため、第4条各号の使途に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(協議会への報告等)

第12条 募金事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の報告にあたり、事前に募金委員会による監査を受けなければならない。

(運用・使途の公表と報告)

第13条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(事業年度と会計年度)

第14条 本募金の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改定)

第15条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成22年3月10日より施行する。

平成23年9月6日 一部改正(予定)

阿蘇草原再生募金委員会設置・運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇草原再生協議会募金規約(以下「募金規約」という。)第5条に定める阿蘇草原再生募金委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営について必要な事項を定める。

(構成等)

第2条 委員会は、委員長1名、委員若干名で構成し、委員長は、委員の互選によって選出する。

2 委員は、転任、退職、傷病等の事由により委員の職務を全うできないと判断した場合、委員会の承認を得て、自らの後任を補欠委員として指名することができる。

3 委員の任期は、就任日から翌事業年度の最初の委員会までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議し、阿蘇草原再生協議会(以下「協議会」という。)に対して意見を述べる。

(1) 募金により支援する事業・取組及びその実施者に関すること

(2) 募金の支援により実施された事業・取組の内容及びその結果に関すること

(3) その他募金に関すること

(監査)

第4条 委員会は、阿蘇草原再生募金の会計について、募金規約第12条第2項に定める監査を行う。

2 監査結果は、募金事務局が協議会に報告する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に代理者を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員(代理出席者を含む)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める

附則

この規則は、平成22年3月10日より施行する。

協議会構成員名簿

団体・法人（118 団体・法人）

（平成 23 年 3 月現在 / 分類別・順不同）

分類	団体・法人名	分類	団体・法人	分類	団体・法人名
区・牧野組合等 (63)	跡ヶ瀬牧野組合	区・牧野組合等	舞谷牧野組合	行政 (14)	バイオマスオペレーター組合
	泉牧野組合		町古閑牧野組合		肥後 茅タツ
	一区牧野組合		的石原野管理組合		環境省九州地方環境事務所
荻岳牧野組合	横堀粗飼料組合		農林水産省九州農政局		
農事組合法人狩尾牧場	縦木牧野組合		熊本県環境生活部自然保護課		
狩尾牧野組合	扇牧野組合		熊本県教育庁文化課		
北塚牧野(成川牧野管理)組合	下の道採草組合		熊本県商工観光労働部観光経済交流局		
黒川地区区長会乙姫区	田の原牧野組合		熊本県阿蘇地域振興局農林部		
黒川地区区長会上西黒川区	波居原牧野組合		農業普及・振興課		
黒川地区区長会上役犬原区	西原牧野組合		熊本県阿蘇地域振興局林務課		
黒川地区区長会北黒川区	池ノ窪牧野組合		阿蘇市		
黒川地区区長会蔵原区	上二子石牧野組合		小国町		
黒川地区区長会黒川千丁区	下磯牧野組合		南小国町		
黒川地区区長会下西黒川区	長野牧野農業協同組合		産山村		
黒川地区区長会下役犬原区	中松牧野組合		南阿蘇村		
黒川地区区長会竹原区	中松三区原野組合	高森町			
黒川地区区長会西町区	崩戸牧野組合	西原村			
黒川地区区長会東黒川区	冬野牧野組合	関係機関 (11)	財団法人阿蘇市地域振興公社		
黒川地区区長会坊中区	村山牧野組合		阿蘇テレワークセンター		
黒川地区区長会道尻区	小森原野組合		阿蘇森林組合		
黒川地区区長会南黒川区	鳥子区原野組合		阿蘇地域牧野活性化センター		
黒川地区区長会元黒川区	柳谷牧野組合		阿蘇農業協同組合		
農事組合法人黒川牧野組合	NPO 法人 ASO 田園空間博物館		阿蘇市観光協会		
古閑牧野組合	NPO 法人阿蘇エコファーマーズセンター		熊本県阿蘇家畜保健衛生所		
古城財産区管理会	阿蘇北外輪山トレッキング協議会		熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所		
小堀牧野組合	NPO 法人阿蘇花野協会		熊本県農業研究センター草地畜産研究所		
坂梨財産区管理会	阿蘇ベンクラブ		社団法人熊本県畜産協会		
坂の上、赤砂牧野組合	NPO 法人阿蘇ミュージアム		独立行政法人国立青少年教育振興機構		
三開牧野組合	NPO 法人九州バイオマスフォーラム	国立阿蘇青少年交流の家			
下荻の草牧野組合	阿蘇自然案内人協会	南阿蘇畜産農業協同組合			
新宮牧野組合	阿蘇草原再生シール生産者の会	その他 団体 (9)	有限会社だいこんや		
中通原野委員会	阿蘇地区パークボランティアの会		株式会社九州自然環境研究所		
農事組合法人西小園原野組合	阿蘇の自然を愛護する会		公益財団法人 再春館「一本の木」財団		
西湯浦牧野組合	阿蘇フォーラム		有限会社ひとちいき計画ネットワーク		
西湯浦牧野組合(北山レストラン)	うぶやまさわやかかビーフ生産組合		有限会社野外教育研究所IOE		
仁田水牧野組合	財団法人阿蘇火山博物館久木文化財団		株式会社地域環境計画		
根子岳牧野組合	財団法人阿蘇グリーンストック		NPO 法人地域自然情報ネットワーク		
農事組合法人湯浦牧場	財団法人阿蘇地域振興デザインセンター		株式会社メッツ研究所		
馬場・豆乳肉用牛生産組合	財団法人休暇村協会休暇村南阿蘇		Link ASO		
日の尾牧野組合	財団法人自然公園財団阿蘇支部				
二塚牧野組合	なみの高原やすらぎ交流館				

個人（50 名）

分類	氏名	所属団体	分類	氏名	所属団体
地元農林畜産業 (13)	阿南善範	阿蘇インタープリターの会、阿蘇北外輪山トレッキング協会	学識・研究者 (22)	岡本智伸	東海大学
	井 農夫弥	(有)八菜家、南小国町矢ヶ部部落牧野組合		鈴木康夫	東海大学総合教育センター 熊本教養教育センター 農村地理・地域資源学研究室
	井 信行	阿蘇フォーラム		瀬井純雄	阿蘇花野協会、熊本記念植物採集会
	鎌倉直美	阿蘇モーモーレディースの会		今江正知	熊本記念植物採集会
	草尾幸子	跡ヶ瀬牧野組合、跡ヶ瀬区		柘田聖孝	東海大学農学部、熊本市環境審議会、江津湖研究会
	坂口静義	木落牧野組合		佐藤千芳	(有)熊本植物研究所
	園田 壘	跡ヶ瀬牧野組合		潮崎正浩	熊本県希少動物検討委員会
	塚本時正	跡ヶ瀬牧野組合		田原朗敏	日本鱗翅学会、日本爬虫両棲類学会
	榎木野和幸	跡ヶ瀬牧野組合		寺崎昭典	寺崎動物植物調査研究所
	柳川トモエ	的石原野管理組合		永田瑞徳	熊本自然環境研究会、里山研究会、五家荘の会、熊本自然環境研究連合会
	山本清澄	阿蘇フォーラム		藤井紀行	熊本大学大学院自然科学研究科理学専攻生命科学講座、NPO 法人阿蘇花野協会
	力丸 裕	阿蘇草原再生シール生産者の会		薬師堂謙一	NPO 法人九州バイオマスフォーラム 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター
	渡辺政則			井鷲裕司	京都大学大学院農学研究科
地元有識者 (10)	池田伸一郎	阿蘇火山博物館、NPO 法人阿蘇ミュージアム	兼子伸吾	京都大学大学院農学研究科	
	宇野公子	花咲盛	増永滋生	株式会社緑化技研	
	梶原宏之	阿蘇たにびと博物館	高橋佳孝	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター、NPO 法人緑と水の連絡会議	
	高橋佳也	阿蘇の自然を愛護する会	麻生 恵	東京農業大学地域環境科学部造園科学科	
	高村貴生	阿蘇の自然を愛護する会	宇根 豊	NPO 法人農と自然の研究所	
田上義明	南阿蘇村役場 産業振興課	矢部光保	九州大学大学院農学研究科 農業資源経済学分野		
飛瀬 稔	南阿蘇村観光協会	横川 洋	九州共立大学経済学部		
長野良市	社団法人日本写真家協会、社団法人日本写真協会、協同組合日本写真家ユニオン、熊本県文化懇話会	小路 敦	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構北海道農業研究センター		
西岡ヤス子		西脇亜也	宮崎大学農学部附属自然共生フィールド科学教育研究センター		
湯浅陸雄	阿蘇ホタルの会、内牧花原川を守る会				
ボランティア (5)	岩本和也	公益財団法人阿蘇グリーンストック			
	舩尾里子	公益財団法人阿蘇グリーンストック			
	舩尾義登	公益財団法人阿蘇グリーンストック			
	松永 鎮	公益財団法人阿蘇グリーンストック			
	上野裕治	公益財団法人阿蘇グリーンストック、日本造園学会、日本樹木医会、自然環境復元協会			

「阿蘇草原再生募金」にご協力下さい！

平成22年秋に阿蘇草原再生募金がスタートして以来、阿蘇草原再生に向けて、企業・団体や一般の方々から多くのご支援をいただいております。

今後、より多くの一般市民や観光客の方々などに、阿蘇草原再生及び協議会の取り組みを知っていただき、活動促進に向けた協力の輪を広げていくために、公共施設や商業・観光施設などを中心に募金箱の設置を進めています。

募金箱は木製のものと孟宗竹を利用した手作り募金箱の2種類。

募金のみならず、募金のPR、募金箱の設置など、各々のやり方で協力・応援をお願いいたします。

◆募金箱設置場所(平成23年3月現在)

- 阿蘇市
熊本県阿蘇地域振興局、アゼリア21・直売所、
国立阿蘇青少年交流の家、阿蘇インフォメーションセンター
(阿蘇市観光協会)、はな阿蘇美、ホテル角萬、阿蘇プラザホテル、道の駅「神楽苑」、なみの高原やすらぎ交流館、道の駅「阿蘇」(ASO 田園空間博物館)、北山レストラン、阿蘇火山博物館、大観峰茶店、阿蘇温泉病院、阿蘇市役所
- 南小国町
きよらかアサ、八菜家、南小国町役場
- 小国町
ゆうステーション、小国町役場
- 産山村
うぶやま牧場、産山村役場
- 高森町
高森温泉館、高森湧水トンネル公園、
南阿蘇ビジターセンター、休暇村南阿蘇、高森町役場
- 南阿蘇村
白水温泉 瑠璃、あそ望の郷くぎの、四季の森温泉、
ウィナス(温泉センター)、温泉センター木の香、
アースライブラリー、南阿蘇村役場
- 西原村
萌の里、西原村役場

●募金箱の設置場所を探しています。ご協力いただける企業や観光施設等がありましたらお知らせ下さい。
問合せ先:阿蘇草原再生協議会募金事務局 / 電話:0967-35-1110

「阿蘇草原再生ロゴマーク」で協議会の活動をPRしよう！

「阿蘇草原再生ロゴマーク」は、阿蘇の草原の保全・再生に関わる個々の活動をつながりのある活動として表し、草原再生の活動を効果的にPRしていくためのものです。

ロゴマークは、協議会構成員の名刺や社名板、活動計画に基づく事業に関わるもの(イベントの開催チラシ等)、協賛団体・法人の名刺や店頭のポップ、協賛商品のパッケージ等、様々な場面での活用が可能です。ロゴマークを積極的に活用し、阿蘇草原再生の活動をPRして行きましょう！



ロゴマークのデザイン

阿蘇草原再生ロゴマークは、「阿蘇」の頭文字「A」を人に見立てた上で、阿蘇草原のシンボルである野草や牛の姿とあわせて図案化したものです。

ロゴマークが示すこと

ロゴマークは、共通のマークを使うことにより、阿蘇の草原の保全・再生に関わる個々の活動をつながりのある活動として表し、その存在を広く知らしめて活動の普及・促進に役立てることを目的とし、使用規則に基づいて、以下のことを示すものとして使用します。

- ①協議会に参加している個人や団体・法人であること
- ②協議会の名で行う活動、または協議会が発信する情報であること
- ③協議会が阿蘇の草原の保全・再生に貢献するものとして承認した活動であること
- ④協議会の趣旨に賛同し、何らかの支援を行う団体・法人であること
- ⑤売り上げの一部が協議会に寄付される商品であること

- 詳しくは、「阿蘇草原再生ロゴマーク使用の手引き」をご覧ください。
- 手引きは、阿蘇草原再生協議会のホームページからダウンロードできます。

表紙写真

①	②	①②大観峰でゴミ拾いの説明を受ける地元小学生
③	④	③支援ボランティアによる輪地切り作業
⑤	⑥	④野焼きをする地元小学生
⑦	⑧	⑤オオルリジミ
		⑥牧野での草原環境学習風景
		⑦機械による採草風景
		⑧あか牛の放牧

●阿蘇草原再生協議会では、構成員を募集しています。

「阿蘇草原再生協議会設立趣意書」の趣旨にご賛同いただき、阿蘇の草原の保全・再生・維持管理につながる活動に継続的に参加していただける個人、団体または法人を対象としています。

対象例

- ◎実際に土地を管理し、放牧や採草によって草原を利用・管理している区、牧野組合、牧野組合員やその他の個人
- ◎草原環境に関する調査研究を行っている研究者、専門家
- ◎採草、野焼きなどの草原維持管理作業を支援する活動を行うボランティアの団体や個人
- ◎野草堆肥による農産物づくりなど、野草採草の増進につながる活動をしている団体や個人
- ◎草原環境学習に関する活動や草原環境に関する普及啓発を行っている団体や個人

参加を希望される団体、個人の方々は、事務局までご連絡下さい。

なお、応募いただいた方々については、ご応募以降に開催される協議会において、出席した委員の合意を得た上で、委員として参加頂きます。

●阿蘇草原再生レポートは、阿蘇草原再生協議会のホームページからダウンロードできます。

阿蘇草原再生協議会に関する情報はこちらまで

<http://www.aso-sougen.com/kyougikai/>

発行：平成23年9月

阿蘇草原再生協議会

連絡先：阿蘇草原再生協議会事務局（環境省九州地方環境事務所 阿蘇自然環境事務所内）

〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川1180 TEL:0967-34-0254 FAX:0967-34-2082